

# 第4編 計画の運営

## 第1章 計画の運営

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 市民・事業者・市の協働による計画の推進

本市におけるごみの減量・資源化を推進していくためには、市民・事業者・市のさらなる協働が重要です。本ごみ処理計画に掲げた各主体の役割を各々が果たし、「『循環型都市八王子』の実現」を協働して進めていくため、三者のパートナーシップをより強化して計画の推進に努めていきます。

#### 2 国・東京都・関係行政機関との連携による計画の推進

本ごみ処理計画を推進する中で本市だけでは対応できないことについては、国・東京都・周辺自治体等とも連携し、効果的・効率的に計画の推進を図ります。

また、本市における効率的な処理の推進を図るために、多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合とも連携していきます。

#### 3 各種方針に基づく清掃施設の整備、更新

「第3編 清掃施設整備計画」における既存清掃施設の整備、更新の方針に基づき、必要となる計画、調査、設計、発注等の手続きを滞りなく進めていくものとします。

また、民間事業者との連携や最新技術の導入を積極的に推進することで、施設整備・運営の効率化や資源化率の向上を目指します。

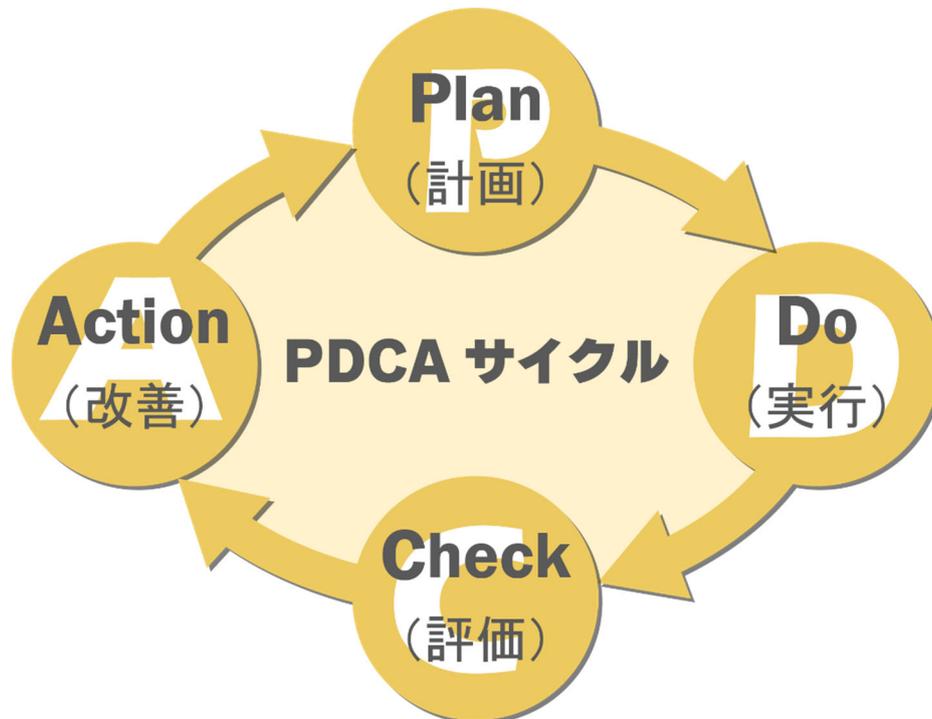
## 第2章 進行管理

### 第1節 計画の進行管理

#### 1 計画の進行管理

本ごみ処理計画の推進にあたっては、PDCA サイクル\*に基づき、継続的な改善を図りながら進行管理に努めます。

本ごみ処理計画に掲げた施策の取組状況や計画目標の達成状況については、毎年度、ごみゼロ社会推進協議会\*等で進捗を把握・確認することにより、計画の着実な推進を図ります。



#### 2 進行状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況や目標値の達成状況、事業費等について、毎年発行する環境白書や資源循環白書、市のホームページ等を通じて公表します。

#### 3 計画の見直し

本ごみ処理計画は、令和11年度(2029年度)を目処に中間目標年度(令和10年度[2028年度])の目標値の達成状況や各施設で定めた方針に対する適合状況を確認するとともに、主たる施策の再点検を行い、見直しを行う予定です。

なお、社会経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の変換等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。